

## 区役所からの お知らせ

### 「成人の日記念のつどい」代表者募集

「成人の日記念のつどい」で新成人代表として、誓いの言葉・花束贈呈・くす玉開きを行っていただける方を若干名募集します。20歳の記念にぜひご応募ください。なお、応募者多数の場合は抽選とさせていただきます。

**申込**／電話(氏名・生年月日・住所・電話番号・希望する役割をお知らせください。)

**締切**／11月16日(木)

**申込問合せ** 鶴見区成人の日記念のつどい実行委員会  
事務局(地域活動支援課内) 1階 8番  
☎6915-9734

### ■ 鶴見区成人の日記念のつどい

**日時**／平成30年1月8日(月・祝) 10時～

**場所**／区民センター 大ホール

**対象**／平成9年4月2日～平成10年4月1日に生まれた方(12月上旬に案内をお送りする予定です。)※手話通訳あり

### 国民健康保険料の納付は便利な口座振替で!

保険料の納付は、安全・便利な口座振替をご利用ください。申込手続きに必要なものは、保険証、通帳もしくはキャッシュカード、届出印です。

パソコン・スマートフォン等でも申込みができます。

大阪市 国保 口座 **検索**

**問合せ** 窓口サービス課(保険年金) 3階 31番  
☎6915-9946

### 年末調整説明会を開催します

平成29年分の年末調整のしかた、法定調書および個人住民税の給与支払報告書などの作成・提出方法等を説明いたします。

**日時**／11月28日(火) 14時～

**場所**／城東区民センター 2階ホール

**対象**／源泉徴収義務者のうち城東税務署管内(城東区・鶴見区)の法人・個人事業者

(注)税務署より事前に関係書類をお送りしている場合は、関係書類をご持参ください。

**問合せ** 城東税務署(源泉所得税担当)

☎6932-1271(代表) ☎6932-1291(直通)

### 11月は「児童虐待防止推進月間」です 『すべての子どもが笑顔で暮らせる社会に』

- 子どもをどなってしまう、たたいてしまう。
- 子どもを無視してしまう。
- きょうだい間で差別的に扱ってしまう(片方の子だけかわいがる)。

など、思い当たることはありませんか?

子育てに疲れたとき、不安なとき、一人で悩まないで、お気軽に「子育て支援室」に相談してください!

**問合せ** 保健福祉課(子育て支援室) 1階 12番  
☎6915-9933

### 子ども医療費助成の対象者を拡充しました

子ども医療費助成の対象者を拡充しました。新たに対象となることが見込まれる方に交付申請書を送付していますので、手続きがまだの方はお早めにご提出ください。

#### ●平成29年11月からの制度概要

##### 〈対象者〉

大阪市内にお住まいの、国民健康保険や被用者保険に加入している、0歳から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までの子ども。

0歳から12歳(小学校修了)までについては、所得制限はありません。12～18歳については所得制限があります。

所得制限額は622万円に扶養一人につき38万円を加えた値となります。

例: 扶養2人なら622+38+38=698万円

●中学生以降で所得制限により交付を受けていない方は、毎年7月1日以降は新年度所得による見直しを行っていますので、鶴見区役所1階12番窓口までお越しください。

**問合せ** 保健福祉課(子育て支援) 1階 12番  
☎6915-9107

### 平成30年4月から医療費助成制度が変わります

新たに対象となる重度の精神障がい者の方及び、重度障がい者医療費助成からひとり親家庭医療費助成または子ども医療費助成へ移行できると見込まれる方に対し、医療証交付申請書を11月下旬頃に送付します。締切日までに下記の医療助成業務担当までご返送ください。内容を審査のうえ、該当する方には3月上旬に医療証を交付します。

また、難病法の助成対象者、特定疾患医療受給者のうち障がい年金1級相当の方または特別児童扶養手当1級相当の対象児童の方、及び裁判所からDV保護命令が出された方についても新たに医療費助成の対象者となります。該当される方は下記の医療助成業務担当にて申請してください。

#### 【問合せ】重度障がい者医療

保健福祉課(障がい者支援) 1階 18番

☎6915-9857

子ども医療・ひとり親家庭医療

保健福祉課(子育て支援) 1階 12番

☎6915-9107

### 各種無料相談日 11月

相談名	日時	申込方法	場所
<b>1</b> 法律相談 (毎月第2・4金曜日)	11月10日(金)・24日(金) 13時～17時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954) ※24名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所3階
<b>2</b> 不動産相談 (毎月第2火曜日)	11月14日(火) 13時～16時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954) ※6名(先着順)(1人30分以内)	
<b>3</b> 行政書士相談 (相続・遺言・成年後見・ 在留資格・帰化など) (奇数月第2水曜日)	11月8日(水) 13時～16時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人40分以内)	
<b>4</b> 司法書士相談 (相続・贈与・会社・法人の 登記・成年後見など) (毎月第3水曜日)	11月15日(水) 13時～16時	当日9時～電話にて(専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人45分以内)	
<b>5</b> 就労相談 (毎月第1水曜日)	11月1日(水) 13時30分～17時 ※次回は12月6日(水)	当日会場にて13時20分～15時30分まで受付 ※5名(先着順)(1人30分以内) 【16時～17時は事前予約制】当日11時までに 大阪市地域就労支援センターへ電話にて (専用☎0120-939-783) ※2名(先着順)	鶴見区役所2階
<b>6</b> 花と緑の相談 (毎月第2水曜日)	11月8日(水) 14時～16時	当日会場にて受付	鶴見区役所1階
<b>7</b> ごみ減量・3R相談 (毎月第3火曜日)	11月21日(火) 14時～16時	当日会場にて受付	
<b>8</b> 人権相談	平日 9時～21時 日・祝 9時～17時30分	専門相談員による電話での無料相談(専用☎6532-7830) ※通話料は自己負担 【区役所での出張相談は上記専用番号での事前予約制】	
<b>9</b> 精神科医による こころの相談	11月10日(金)・11月24日(金) 14時～15時30分	事前に電話または11番窓口にて受付(☎6915-9968) ※2名(先着順)(1人30分程度)	鶴見区役所1階

#### 日曜法律相談 ナイター法律相談

日曜法律相談は11月26日(日)港区役所で実施。ナイター法律相談は11月21日(火)北区民センターで実施。詳しくは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」☎4301-7285までお問い合わせください。

**問合せ** ①②③④⑤…………… 総務課(区政企画)…………… ☎6915-9683  
⑥…………… 鶴見緑地公園事務所…………… ☎6912-0650 FAX6913-6804  
⑦…………… 城北環境事業センター…………… ☎6913-3960 FAX6913-3674  
⑧…………… 地域活動支援課(子ども・教育)…………… ☎6915-9734  
⑨…………… 保健福祉課(保健活動)…………… ☎6915-9968